

神戸市立有野北中学校いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にもどの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の生徒が、楽しく心豊かに学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために、「神戸市立有野北中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は、

- 神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした生徒指導を行う。
- 「いのち」を大切にし、安全で健康的な生活が送れる学校を目指す。
- 「認め合い、支え合い、高め合おう。」が実践できる温かい人間関係を築く。
- 「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である」ことをしっかりと伝え規範意識の徹底に努める。
- 未然防止に力を注ぎ、早期発見・早期対応・再発防止に努める。
- いじめ問題について保護者・地域・関係機関との連携を深める。

1. いじめとは

いじめとは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。

本校では、いじめを訴えてきた生徒の立場に立ち、このいじめの定義に係わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

2. 本校の教職員の姿勢

- ・生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・生徒が自己実現を図ることができるように、分かる授業を日々行うことに努める。
- ・生徒の「思いやりの心」や「いのちの大切さ」を育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員が持っていることを、様々な活動を通じて生徒に示す。
- ・未然防止に重きを置き、生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・いじめの構造やいじめ問題の対処等への理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・いじめ問題を認知した場合、問題を抱え込んだりすることなく、校内いじめ問題対策委員会で情報を共有し、適切かつ迅速に指導及び支援する。

3. 校内体制について

(1) 有野北中学校校内いじめ問題対策委員会を設置する。

構成は、校長、教頭、生徒指導部長、学年生徒指導係、養護教諭、スクールカウンセラーとし、必要に応じ、スクールソーシャルワーカー等いじめ問題に関する措置を実効的に行う関係者のアドバイスを受ける。

(2) 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等に取り組むことや、相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該担任等に加え、事実関係の把握、関係生徒、保護者との対応について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報取り扱いを十分に注意しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・本校のいじめ対策についての取り組みの検証と改善を行う

4. いじめを未然に防止するために

<生徒に対して>

- ・生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級や学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・力のつく授業を行い、基礎、基本の学力の定着を図るとともに、学習に対する達成感、成就感を会得させる機会を持つよう、指導方法を工夫する。
- ・思いやりの心や一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを、道徳の授業や学級活動をはじめ、すべての教育活動を通じて育てる。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を、全ての生徒が持つよう様々な活動の中で指導する
- ・見て見ぬふりをすることは、いじめをしていることにつながることや、いじめを見たら、教職員に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。

<学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という環境を築いていく。
- ・いじめに関するアンケート調査を学期に1回以上実施し、結果から生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・いじめチェックリスト等を活用し、担任を中心に生徒の状況を複数の教員で観察する。
- ・養護教諭やスクールカウンセラーを中心に、教育相談体制の充実を図り、全職員で生徒の心のケアに当たる。
- ・いじめ問題に関する校内研修を行い、いじめについて本校教職員の理解と実践力を高める。
- ・生徒会活動を中心に、生徒が自主的に「いじめ撲滅」を目指す取組を進める。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

<保護者・地域に対して>

- ・生徒が発する変化のサインに気づいたら、すぐに学校に相談することの大切さを伝える。

- ・いじめ問題の解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることが大切であることを、各種保護者会、学校だより、ふれあい懇話会、地域の会合等で伝え、理解と協力を得る。

5. いじめの早期発見について

- ・教育相談週間を定期的に設定し、担任が生徒の悩みを相談できる時間を確保する。
- ・普段の「連絡ノート」などを通じて担任と生徒が安心して相談できる関係づくりに努める。
- ・教職員がチャンスカウンセリングを意識して行い、日常の生徒の様子を見守る。
- ・生徒の様子を担任はじめ全職員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる生徒については、積極的に声をかけ、安心感を持たせる。
- ・アンケート調査等を活用し、生徒の人間関係や学校生活の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示し、生徒との信頼関係を深める。

6. いじめの早期対応について

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや、相談することの大切さを生徒に伝える。
- ・いじめられている生徒や保護者からの訴えを親身になって聞き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを生徒、保護者に伝える。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に早急に報告するとともに、いじめ問題対策委員会等、校内で情報を共有する。
- ・学校として組織的な体制のもとに、事実関係の把握を行う。
- ・事実関係を正確に当該生徒の保護者に伝え、学校、家庭の協力のもとに解決していく。
- ・再発を防止するため、いじめを受けた生徒、保護者への支援と、いじめを行った生徒への指導、保護者への支援を継続的に行う。
- ・状況によっては、教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンターと連携して対処する。

7. 特別な支援を必要とする生徒への配慮

- ・特別支援学級に在籍する生徒、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応にはコーディネーターと連携しながら十分に配慮し、一人一人の特性を正確に理解すると同時に情報を共有したうえで全職員による支援体制を構築する。
- ・個々の生徒を尊重する教育の推進のため、特別支援学級と通常学級との交流を積極的に行う。
- ・特に配慮を要する生徒がいじめを受けることなく、充実した学校生活を送ることができるよう、正しい理解を深めていくための研修や学校として必要な対応ができるよう支援する。

8. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルール作り等について保護者に協力を依頼する。
- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して生徒や保護者へ啓発する。
- ・情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関連機関と連携して対応する。

9. 保護者・地域との連携

- ・「有野の里応援団」等を活用し、地域、学校からいじめを撲滅するための取組を進める。
- ・PTAや地域の会合等で学校のいじめ対策の取組を発信するとともに、家庭や地域での協力・見守りを依頼する。

10. 関係機関との連携

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性をはじめ、情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・犯罪行為等が認められたときには、警察や少年サポートセンター、法務局等と連携した対処を行う。
- ・その他、学校の指導だけでは十分な効果をあげることが困難な場合などには、積極的に連携を行う。

11. 学校間の連携

- ・小・中学校の連携により、児童生徒の情報を確実に引き継ぎ、指導に生かすとともに、いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有に努める。
- ・「いじめ防止小中連絡会議」等を活用した取組を通して、いじめの問題に向き合う姿勢を共有し、一貫した指導に生かすことができるようにする。

12. いじめ事案への対処について

- ・保護者に対して事実について説明するとともに、再発防止の体制について説明し、理解を得る努力をする。
- ・いじめられた生徒を守るため、全教職員で情報を共有し、解決に向け組織的に支援を行う。
- ・いじめた生徒へは、いじめは許さないという毅然とした指導を行い、相手の心情や自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。

- ・教育委員会事務局に事実関係を報告する。

13. 重大事態への対処

- ・重大事件は発生した際は、教育委員会事務局に迅速に報告する
- ・教育委員会事務局の指示のもと、第三者からなる組織を設け調査する。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出する。
- ・いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。

14. その他

- ・学校評議員会においては、年度ごとの取組について生徒、保護者からのアンケート調査、教職員による内部評価、外部評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。
- ・この基本方針は、本校の状況に応じて、有野北中学校いじめ問題対策委員会において、点検・見直しをすすめ、適切に改定を行う。

平成 30 年 10 月 5 日 改訂
令和元年 6 月 30 日 更新